

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修について

## 概要

平成31年4月1日からサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の告示が改正されたことに伴い、サービス管理責任者等の**5年度毎の更新制度が導入**されました。

**更新期間内に更新研修を受講しないと、資格が失効します。**再度、サービス管理責任者等として従事するためには、実践研修を受講することが必要です。（基礎研修の受講は不要）

## 経過措置

平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度まではサービス管理責任者等としてみなされます。**令和6年度以降もサービス管理責任者等として従事するためには、更新研修の受講が必要です。

## カリキュラム

標準カリキュラム 内容	時間
1 障害福祉の動向に関する講義	1時間
2 サービス提供の自己検証に関する演習	5時間
3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義・演習	7時間

※令和5年度までの間はサービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義・演習を省略することが可能。

# 更新研修の受講対象年度の設定について

平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者は多数いるため、申込が殺到することが予測されます。

そのため、群馬県ではサービス管理責任者等研修の修了年度別に**更新研修受講対象年度を設定**します。（複数分野の修了証を所有している場合は、修了年月日の古いものを提出してください）

**受講対象者を優先的に受講決定**します。定員を超えなかった場合は、受講対象者以外の申込者も受講することが可能です。

法人内で計画的な受講をお願いいたします。

更新研修実施年度	受講対象者：サービス管理責任者等研修修了年度別
令和元年度更新研修	平成18～21年度の研修修了者
令和2年度更新研修	平成22～24年度の研修修了者
令和3年度更新研修	平成25～27年度の研修修了者
令和4年度更新研修	平成28～30年度の研修修了者
令和5年度更新研修	令和4年度までに受講できなかった者

# 更新期間の考え方について(実践研修修了者)

- 実践研修修了年度を起算点とし、その翌年度から5年度毎に1回、更新研修を受講することが必要となる。
- 更新研修の受講には、(1)又は(2)の**実務要件を満たすことが必要**。
  - (1) 現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。
  - (2) 過去5年間のうち2年間以上、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。

～受講イメージ図～



# 更新期間の考え方について(平成30年度までの研修修了者)

- 平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度までの経過措置**として、サービス管理責任者等として「みなす」ことになっている。
- 更新研修を受講することによって、新カリキュラムの修了者としてみなされる。そのため、**最初に更新研修を修了した年度が更新の起算点**となる。
- 平成30年度までの研修修了者が**初めて更新研修を受ける場合、実務要件は不問**。

～受講イメージ図～

